

加盟登録申請に関する注意点（記入上の注意点）

重要ですので必ず熟読し、漏れのないように手続きを行ってください。

1. 加盟申請区分は、継続・新規・登録辞退のどれかに○をつけること。
2. チーム登録番号は、7桁の数字を記入すること。（継続登録チームのみ）
3. 2016年度所属リーグは、所属リーグを1～3部およびA・Bで記入すること。リーグに所属していないチーム（新規チーム）は、“無し”と記入すること。
4. 継続チームで、チーム名・チーム呼称が前年度登録内容から変更となる場合は、前年度登録内容を記入の上、新年度登録内容の横に（前年度から変更）と記入すること。
5. 代表者氏名および監督氏名は新年度登録者名を記入すること。
6. 第一連絡先は、必ず代表者の連絡先（自宅・携帯）を記入すること。第二連絡先は、代表者以外でチームの事を把握している者を記入すること（必ず一名記入すること）。尚、年度内の送付書類等は、後に申請するWeb登録上の代表者に送付される。
7. 所属審判員3名は、4月以降の公式戦開始までに必ず審判資格を取得（講習会を受講）している者とする。※審判講習会の予定は、滋賀F Aホームページから確認する事。
8. 登録エースは、フィールドプレイヤーおよびキーパーのいずれも正・副もれなく記入すること。記入されたエースは4月の総会時に持参もしくは撮影した写真を持参し、リーグ運営委員に提示すること。提示がない場合は、リーグ参加は認めない場合がある。尚、J F Aのユニフォーム規定に違反しているものは認めない。
9. 登録人数は、継続・新規とも予定者数を記入すること。
10. 本申請書の受理は、次の3点がすべて確認できたチームのみ受理するものとする。
 - ①加盟申請書の記入項目がすべて記入されていること。
 - ②J F Aが規定する期日までに、必要金額が入金されていること。
 - ③3名以上のチーム関係者が、2017年公式戦スタートまでに2017年度に向けた審判講習会を受講しているか、審判資格を有していること。できていないチームは、社会人連盟への加盟登録は認めない場合がある。
11. J F Aへの登録についてはWeb上で行って頂きますが、本加盟申請書とJ F AへのWeb登録の内容が異なる場合は事前に滋賀F A 1種事務局に報告を行う事。
12. 加盟申請書は、加盟に際しての誓約書を兼ねています。加盟申請後、J F Aおよび社会人連盟のルール・規約に従わない場合は、規約に基づく処罰を課すとともに、次年度の登録が認められない場合がある。
13. 加盟申請書は、2017年1月20日必着で滋賀県サッカー協会に郵送またはFAXすること。
14. 連盟が郵送によって通知する案内について、「案内の不行き届き」等を理由に、その会合に無断で欠席したり、また期限内に申請書類や登録費を提出・納金しないチームは、別途規律委員会をもって、今後の登録の可否を判断する事とする。
15. 2016年度の登録費・大会参加費等の一部が未納のチームは、至急に完全納金すること。（未納金額がわからない場合は各リーグ運営委員に確認する事）納金を確認できなかったチームは、規約に基づく処罰を課すとともに2017年度登録を受け付けない場合があります。
16. 全国社会人選手権、全国クラブチーム選手権の参加申込は、HP掲載の書類を確認のうえ、別途手続きを行う事。

書類送付先

郵 送 〒524-0212 守山市服部町 2439 番地 ビックレイク 滋賀県サッカー協会
F A X 077-585-0983

以 上